農地の売買、贈与、貸借の許可(農地法第3条)

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方まずは、農業委員会にご相談ください!

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農地中間管理事業法に基づく方法もあります。 詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること(全部効率利用要件)。このため、農地を第三者に貸し出すことを目的に、農地を譲り受けまたは借り受けようとすることは原則認められません。また、農地を農地以外の用途(例えば「住宅建設」「駐車場造成」等)で使用しようとする計画がある場合は「農地転用」の手続きとなりますので別途ご相談ください(農地を農地として活用するため所有権移転の許可を得た場合、その後の転用許可申請が許可されない場合がありますので、事前にご相談ください)。
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと(農地所有適格法人要件)。
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること(下限面積要件)
- ④今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)
- ※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。
- ※ 下限面積要件は、法改正(令和5年4月1日施行)により無くなりました。

〇農地法第3条許可事務の流れ

• 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。なお、ご相談から許可申請・許可指令書交付までの流れは以下のとおりです。

【申請者の方の流れ】

申請についての相談

・農業委員会事務局又は各総合支所庶務班(産業建設課内)までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。



申請書の記入

必要書類の入手 (土地全部事項証明)

- 申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。
- ・別添の「必要書類一覧表」をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。



申請書提出前の再確認



申請書の提出/受付

・記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により、許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前に再度、記入例や別添の「必要書類一覧表」でご確認ください。

【農業委員会等の流れ】

(申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を28日と定め、迅速な許可事務に 努めています。)

申請書の提出/受付



申請内容の審査

農業委員会総会



許可指令書の交付

※原則、毎月末日受付〆切(休日の場合、前開庁日)

- ・申請書の記載内容等に漏れがないかどうか、農地法第3条の 許可基準に適合するかを審査し、必要に応じて申請者の方に、 確認いたします。また、現地調査を行います。
- ・農業委員会総会で、許可・不許可についての決定を行います。
- ・由利本荘市外に在住の方が、由利本荘市内の農地について売 買・貸借する場合も、本市農業委員会へ申請してください。

	区分	住 所	電話番号
農業委員会事	務局	由利本荘市尾崎 17	0184- 24-6258
矢島庶務班	(産業建設課内)	由利本荘市矢島町矢島町 21-2	0184- 55-4957
岩城庶務班	(産業建設課内)	由利本荘市岩城内道川字新鶴潟 50	0184- 73-2014
由利庶務班	(産業建設課内)	由利本荘市前郷字御伊勢下4-1	0184- 53-2114
大内庶務班	(産業建設課内)	由利本荘市岩谷町字日渡 100	0184- 65-2804
東由利庶務班	(産業建設課内)	由利本莊市東由利老方字橋脇 112	0184- 69-2116
西目庶務班	(産業建設課内)	由利本荘市西目町沼田字弁天前 40-61	0184- 33-4614
鳥海庶務班	(産業建設課内)	由利本莊市鳥海町伏見字赤渋 28-1	0184- 57-2205